

# 中間貯蔵施設等に係る対応について (住民説明会でのご意見等への対応)

平成26年8月  
環境省 復興庁

## 目次

1. 用地の取扱等について p3
2. 用地補償について p5
3. 法制化・県外最終処分について p8
4. 生活再建策・地域振興策について p13
5. 町の将来像について p15

## 1. 用地の取扱等について

**ご意見：先祖伝来のかけがえのない土地を手放したくない。また、最終処分場になってしまうことも心配であり、買取り以外に賃貸借も選べるようにしてほしい。**

### お答え

○ これらのご意見に答えるべく、中間貯蔵施設の用地については、「買取り」に加えて、土地の所有権をそのまま残すことができる「地上権(※)の設定」も選択肢とし、両者から選べるようにしました。

※ 地上権とは、民法に根拠がある権利であり、地権者の皆さまに所有権を残したまま、国が、土地を施設の建設や運営等に利用することが可能となります。この権利は設定時にお約束をした一定期間のみ存続するものです。なお、中間貯蔵施設設置のために設定する地上権は、国が他に譲渡することはありません。

※ 地権者の方が地上権の設定を選択される場合には、原状回復は土地の返還時において双方で協議を行い決定すること、補償金は一括してお支払いすることなど一定の事項について、御理解いただく必要があると考えています。

**ご意見：土地売却等の後も住民票を残しておけるようにしてほしい。**

## お答え

- 大熊町・双葉町の住民の皆様が、将来両町内に転居することを希望される場合には、転居希望先が帰還困難区域等に指定されている間、現在の住民票はそのままにしておくことができるようにしました。

**ご意見：地域の文化遺産・墓地等の取扱いについて配慮をしてほしい。**

## お答え

- 被災地の皆様にとって心の拠り所ともなっている、地域の文化遺産・伝統、墓地等について、住民の方々の要望等にしっかりと耳を傾け、きめ細やかな対応を行ってまいります。
- 特に墓地については、既存の墓地等への移転、町の御協力を得て新たに代替となる墓地を新設しての移転のほか、墓地が存置されている間の墓参の確保も含めて、本地域の慣習にも配慮した対応を心がけてまいります。

## 2. 用地補償について

**ご意見：十分な用地補償を行うとともに、具体的な用地補償額又はその目安を示してほしい。**

### お答え

- 用地補償については、公共用地の損失補償の基本的ルールの下で、でき得る限り、最大限の補償を行います。
- 補償額については、極めて個人のプライバシー的要素が強いこと、状況によって補償額は様々であり、イメージであっても一律の取扱いは困難であることなどを踏まえ、受入判断後、個別の用地補償説明に入る前に、速やかに土地所有者等の権利者の皆様を対象とした用地説明会を開催し、補償額のイメージ等をお示ししたいと考えています。

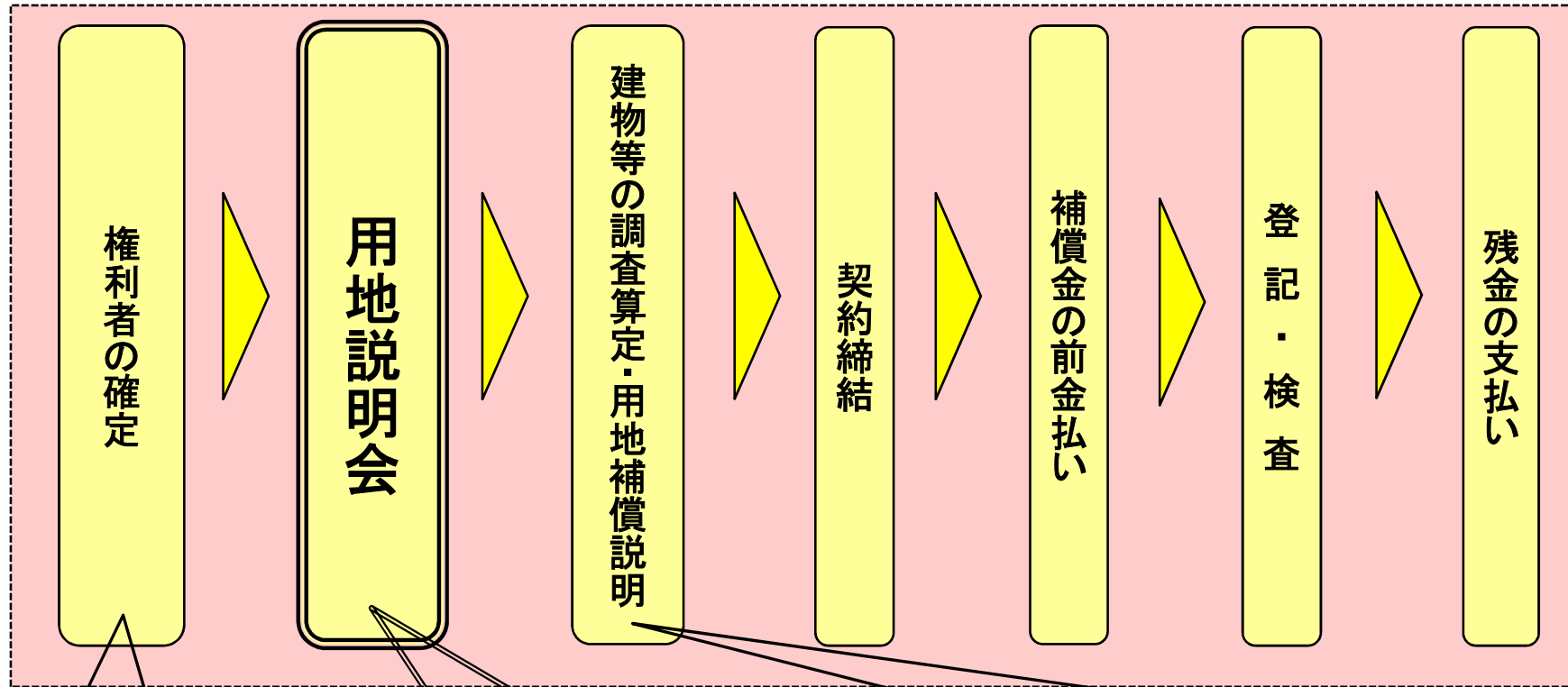
(次ページへつづく)

**ご意見：十分な用地補償を行うとともに、具体的な用地補償額又はその目安を示してほしい。**

## お答え（つづき）

- 用地説明会では、土地所有者等の権利者の皆様に対し、土地等の取得等に  
伴う補償方針、補償内容や今後の事務手続などについて、ご説明いたします。  
具体的には、
- ・ 補償額のイメージ
  - ・ 用地補償事務の流れ
  - ・ 土地及び物件等の調査について
  - ・ 補償項目の概要
  - ・ 契約及び支払い等の手続
- などについて、ご説明したいと考えています。

## 今後の用地補償事務の流れ



町等の協力を得て、登記記録調査、住民票・戸籍の調査を実施し、土地所有者等の権利者を確定。

土地所有者等の権利者を対象として開催。  
損失補償の考え方の説明や補償額のイメージの提示。

建物等の調査を、個別に地権者の了解を得て実施の上、補償額を算定し、個別の用地補償説明に着手。

### 3. 法制化・県外最終処分について

**ご意見：国が前面に立って中間貯蔵事業を行うこと。また、法制化の内容を確実なものとしてほしい。**

#### お答え

- 中間貯蔵施設の整備や管理・運営は国が責任を持って行います。
- その体制を補完し、さらに強化するため、日本環境安全事業株式会社（JESCO:国が強い指揮監督権限と100%の株式を有する有害廃棄物を扱う専門組織）を活用することとします。
- このため、JESCO法に中間貯蔵施設に係る事業を追加するとともに、中間貯蔵施設に関する国の責務を規定し、その中核として「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を規定します。

（次ページへつづく）



## お答え（つづき）

- さらに、法制化した内容を確実に実施するために、
  - ① 施設への除去土壌等の搬入は、法律の施行後に開始することとします。
  - ② 施設の敷地内に環境省の現地事務所を設置し、事業を遂行するとともに、JESCO等の指揮監督に当たることとします。
  - ③ 施設の稼働時まで国と県・町との間で協定を締結し、県や町と相談しつつ、住民参加による施設の監視や問題が生じた場合の搬入停止などを規定したいと考えています。

**ご意見: 30年以内の県外最終処分についてどのように実現するのか。**

## お答え

- 国内外の情報を幅広く収集するとともに、技術開発や国民の皆様方のご理解の醸成を図り、8つのステップ（12ページ参照）により、県外での最終処分を確実に実施できるようにしてまいります。

（次ページへつづく）

# お答え (つづき)

## 【実現に向けた3つのポイント】

### 1. 放射能の物理的減衰

- ・ 中間貯蔵開始から30年後には、除染土壌等の放射能濃度は、物理的減衰の効果により貯蔵開始時の約4割にまで低減します。  
⇒ 高度な処理・処分が必要とされる比較的高濃度のものの量は少なくなり、比較的低濃度のものの量が多くなります。例えば、1,000万m<sup>3</sup>以上を占める8,000Bq/kg以下の物の濃度は、約4割(正確には、0.3856倍)の3,100Bq/kg程度以下となります。

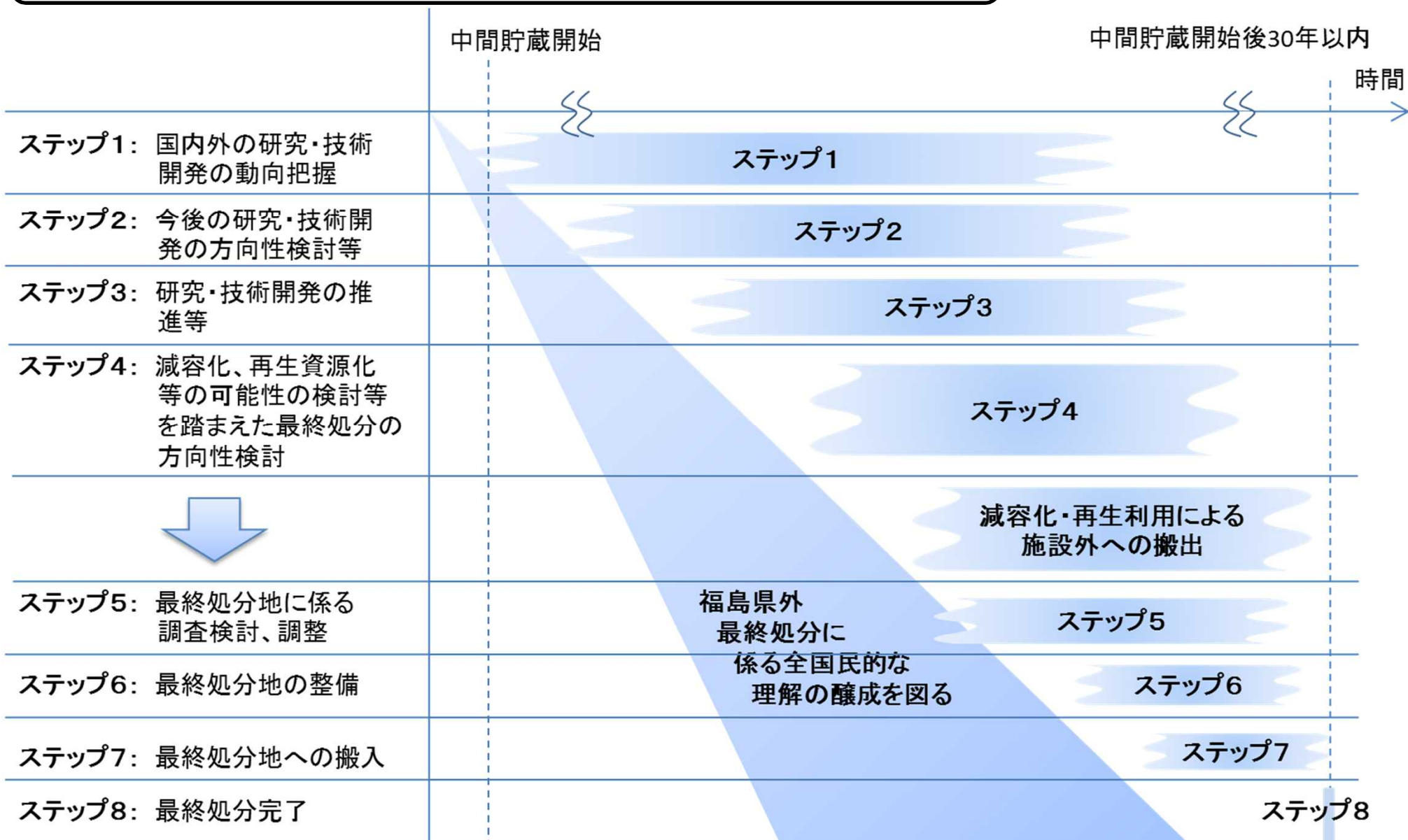
### 2. 技術開発の進展

- ・ 震災後、活発な技術開発が展開されている状況であり、土壌・焼却灰ともに、現時点で既に多様な減容化技術が提案されています。  
⇒ 中間貯蔵施設に貯蔵される膨大な量の土壌等の処理のために、処理能力の向上・コストの低減等を図ります。

### 3. 資源化・再生利用のための環境整備

- ・ 減容化(=資源化)実施後の低濃度生成物は、国民の皆様のご理解を大前提に、資源として積極的に活用します。  
⇒ 資源としての活用先に係る新技術の発掘・需給の掘り起こしと調整を図ります。  
⇒ 放射性物質に係る知識の普及・啓発により、科学的・合理的判断に基づく資源活用環境を整えます。

# 福島県外での最終処分までの主な流れ(フロー図)



## 4. 生活再建策・地域振興策について

**ご意見：生活再建策・地域振興策についてしっかりとしたものを示してほしい。**

### お答え

- 中間貯蔵施設候補地の敷地内外の方々が生活再建を進めていくとともに、大熊・双葉両町を始めとする地域や県が主体的にしっかりと地域振興に取り組むための基盤を整えます。このため、国として、総額3,010億円の新規かつ追加的な財政措置を講じることとしました。
- 大熊町、双葉町については、国から中間貯蔵施設等に係る交付金850億円を直接交付するとともに、県による独自の生活再建措置150億円と合わせ、総額1,000億円が措置されます。
- これらにより、避難中、帰還や移住の決断後、その判断に至る過程等の個人の皆様の生活再建スケジュールに関わる様々な場面に応じて、例えば、ふるさとの訪問支援、子育て環境の充実や高齢化対策、就業支援、避難先の住民票を有しないことに伴う不都合の解消等、生活再建全般にわたる措置や、2町や県が主体的に取り組む地域振興策について、県・町とともに国として主体的に対応してまいります。

(次ページへつづく)

## お答え（つづき）

- さらに、国として地権者及び非地権者を含む全町民の皆様を対象とした生活再建相談窓口を設置し、県や町の協力の下、ワンストップで町民の皆様の様々な相談に応じてまいります。

### 3つの交付金

#### (1) 中間貯蔵施設等に係る交付金（仮称）

中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するため、生活再建及び地域振興に取り組むために必要な幅広い事業を実施するため、極めて自由度の高い交付金（1,500億円）を新たに創設。

#### (2) 原子力災害からの福島復興交付金（仮称）

原発事故による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興を効果的に進めるための事業等に広範に利用できる交付金（1,000億円）を新たに創設。

#### (3) 福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金

福島第一原子力発電所の事故による廃炉という特殊事情に鑑み、現行の特例措置（毎年67億円）を増額（+17億円）し、30年間継続して交付（総額で510億円の増額）。

## 5. 町の将来像について

**ご意見：2町の将来像についてしっかりとしたものを示してほしい。**

### お答え

- 町の復興に向けて極めて厳しい環境に置かれている大熊町、双葉町の実情を十分に考慮し、復興庁として両町の復興に向けた基本的な考え（方向性）を作成し、町とともに復興の具体化を進めてまいります。
- また、福島県及び市町村等と連携して、避難地域の復興の姿、すなわち中長期・広域の視点に立った避難地域の将来像の検討を行います。
- 町の復興に当たっては、原子力災害からの福島復興交付金（仮称）等を活用し、積極的に支援してまいります。